

生産緑地地区の都市計画変更の概要について

資料 7

1 生産緑地地区制度の概要

(1) 生産緑地地区とは

「生産緑地地区」は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として定める都市計画上の地域地区です。

近年の農地を取り巻く環境の変化に伴い、災害時の避難場所や雨水の流出抑制等のグリーンインフラとして流域治水に貢献する防災機能や良好な景観の形成などに役立つ生産緑地の重要性が増していることから、市街化区域内の農地が生産緑地の指定を受けやすくするため、令和3年度に全面的に指定基準を見直し、積極的な生産緑地の指定に努めています。

(2) 生産緑地地区に指定されるには

市街化区域内にある農地のうち、生産緑地法の指定要件に該当する農地で土地所有者等から指定申出のあったものについて、都市計画の手続を経て生産緑地地区として指定しています。

厚木市の生産緑地地区指定基準 第3条第1号及び第4号（抜粋）

（指定基準）

第3条 （省略）

（1）生産緑地法第3条第1項第1号に規定する良好な生活環境の確保に相当の効用があると認められるものとして、次のいずれかに該当する区域

ア 厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画（令和3年3月19日策定）において、居住誘導区域外と位置付けられている土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は家屋倒壊等氾濫想定区域及びそれらに隣接する区域

イ 厚木市防災協力農地登録制度要綱（平成29年5月24日施行）に基づく防災協力農地に登録されている又は登録される見込みである区域

ウ 新たに生産緑地地区として定められることにより、既に定められている生産緑地地区と一体化が図られる区域

エ 市民農園として利用されている区域

オ 土地区画整理事業による換地処分が行われる見込みである区域

（4）生産緑地法第3条第2項に規定する区域の規模に関する条件を満たすものとして、300平方メートル以上の規模の一団のものの区域。この場合において、近接する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより良好な都市環境の形成に資する場合には、物理的な一体性を有していない場合であっても一団のものの区域として取り扱うことができるものとし、一団のものの区域を構成する個々の農地等の面積については、100平方メートルを下限とする。

(3) 生産緑地地区に指定されると

次のような措置や制限等を受けることとなります。

ア 都市計画上の位置付け

農地としての土地利用が都市計画上、明確に位置付けられます。

また、市や農業委員会等の協力が得られ、生産緑地地区を農地として管理するために必要な助言を市へ求めることができます。

イ 税制上の特例措置

固定資産税が農地並み課税となるほか、相続税及び贈与税の納税猶予の対象とされます。

ウ 農地の適正管理

指定を受けた農地には標識が設置され、農地所有者に農地の適正管理が義務付けられます。農地以外の利用はできません。

エ 行為の制限

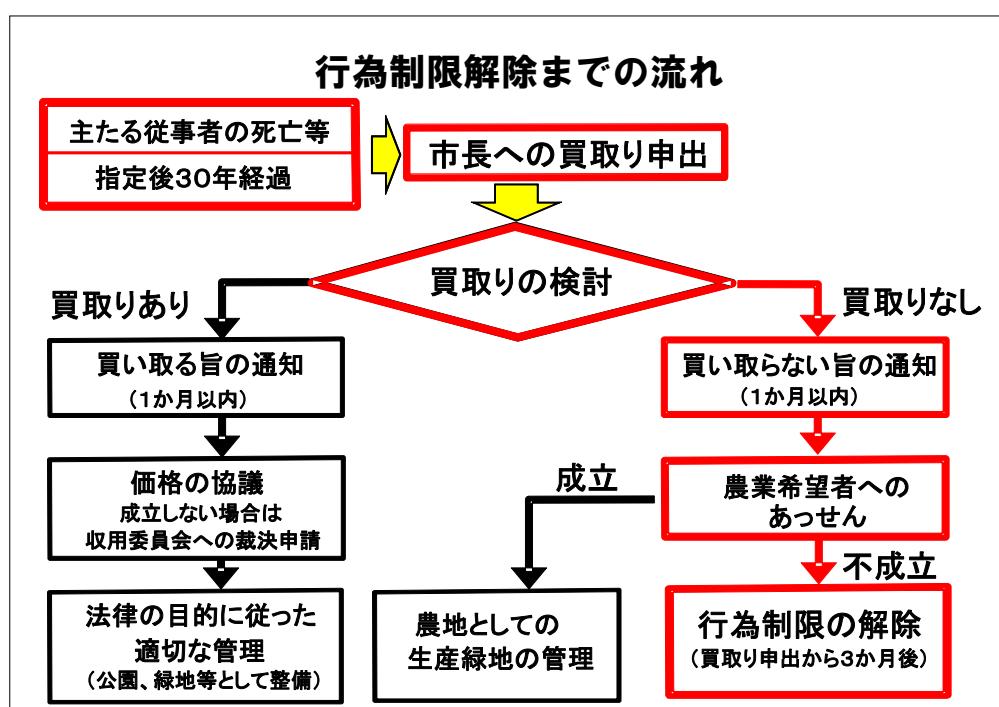
建築物等の建築や宅地造成等の土地の形質変更は、原則としてできません。

ただし、農林漁業を営むために必要な建築の行為等で、良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものに限り、市長の許可を受け、行える場合があります。

(4) 買取り申出に伴う行為制限の解除について

生産緑地地区の指定期間は永年ですが、農地所有者の権利救済の観点から、都市計画において生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合、又は農業の主たる従事者が死亡した場合や農業に従事するが不可能となるような故障を有することとなった場合には、市長に対し、買取りを申し出ることができます。

市長への買取りの申出後、買取りが行われず、他の農業従事者へのあっせんも不成立に終わった場合は、生産緑地地区内における行為（建物の建築や宅地の造成等）の制限が解除されます。



2 今回の変更の概要

(1) 廃止について

買取りの申出に伴い行為制限が解除された6件の生産緑地地区及び生産緑地地内行為通知書の提出があり、公共施設の用に供されることとなった1件の生産緑地地区について、都市計画上の生産緑地地区を廃止するものです。

(2) 縮小について

買取りの申出に伴い一部区域の行為制限が解除された1件の生産緑地地区及び生産緑地地内行為通知書の提出があり、一部区域が公共施設の用に供されることとなった1件の生産緑地地区について、都市計画上の生産緑地地区の区域の縮小を行うものです。

●変更箇所一覧

都市計画変更の区分	箇所番号	農地等の所在地	変更前面積	変更後面積	理由等	買取申出日	制限解除日又は買収が行われた日	特定生産緑地指定の有無
廃止	13	中依知地内	500 m ²	0 m ²	買取り申出に伴う行為制限の解除(主たる従事者の死亡)	R7. 2. 18	R7. 5. 18	有
	121	下荻野地内	1,110 m ²	0 m ²	買取り申出に伴う行為制限の解除(主たる従事者の死亡)	R6. 10. 30	R7. 1. 30	一部指定有
	133	下荻野地内	670 m ²	0 m ²	買取り申出に伴う行為制限の解除(主たる従事者の死亡)	R6. 12. 17	R7. 3. 17	有
	170	恩名三丁目地内	730 m ²	0 m ²	買取り申出に伴う行為制限の解除(主たる従事者の故障)	R6. 12. 4	R7. 3. 4	有
	266	山際地内	950 m ²	0 m ²	買取り申出に伴う行為制限の解除(主たる従事者の故障)	R6. 10. 9	R7. 1. 9	有
	267	上依知地内	3,360 m ²	0 m ²	買取り申出に伴う行為制限の解除(主たる従事者の死亡)	R6. 10. 18	R7. 1. 18	有
	311	下荻野地内	1,110 m ²	0 m ²	生産緑地地区内行為通知書の提出があり、公共施設(公園)へ供されるもの	-	R7. 1. 29	無
区域の縮小	107	妻田西一丁目地内	880 m ²	390 m ²	買取り申出に伴う一部区域の行為制限の解除(主たる従事者の死亡)	R7. 4. 16	R7. 7. 16	有
	188	長谷地内	820 m ²	790 m ²	生産緑地地区内行為通知書の提出があり、一部区域が公共施設(道路)へ供されるもの	-	R6. 8. 27	有
合計		10,130 m ²	1,180 m ²	差分 △8,950 m ²				

※面積については、公簿面積を箇所番号毎に足し合わせ、1の位を四捨五入した面積となっています。

●生産緑地地区全体の変更内容（面積及び箇所数は、市内の生産緑地地区の合計値です。）

	変更前	変更後	増減
面 積	約 25.2 ha (251,650 m ²)	約 24.3 ha (242,700 m ²)	△ 0.9 ha (△8950 m ²)
箇所数	192	185	△ 7

3 変更手続の流れ

- | | |
|--------------|---------------|
| 令和7年8月26日 | 神奈川県との法定協議 |
| 9月29日～10月14日 | 都市計画変更案の法定縦覧 |
| 11月7日 | 厚木市都市計画審議会へ付議 |
| 12月中旬（予定） | 都市計画変更告示 |